

平成二十四年六月五日受領
答弁第二六八号

内閣衆質一八〇第二六八号

平成二十四年六月五日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員浅野貴博君提出竹島周辺で国際ヨットレースが開催されたことに対する政府の対応等に関する
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出竹島周辺で国際ヨットレースが開催されたことに対する政府の対応等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘のヨットレースが平成二十年以降竹島周辺を含むコースで開催されていることは把握しているが、お尋ねの事実関係の詳細について明らかにすることは、今後の情報収集等に支障を来すおそれがあるため、差し控えたい。同ヨットレースは、竹島の領有権に関する我が国の立場に照らし受け入れられないものである。

三から六までについて

お尋ねに関し、外交上の個別のやり取りの詳細については差し控えたいが、政府としては、大韓民国に対し、平成二十年以降、御指摘のヨットレースが開催される都度、竹島の領有権に関する我が国の立場を明確に申し入れてきている。

七について

お尋ねについて、第三国の国民による行為が竹島に対する大韓民国の管轄権を前提とするものであれば

、竹島の領有権に関する我が国の立場とは相容れないものと認識している。お尋ねの参加選手の出身国（以下単に「出身国」と言う。）への申入れに関する事実関係を含め、外交上の個別のやり取りについて明らかにすることは、今後の外交活動等に支障を来すおそれがあることから、差し控えたいが、出身国を含む第三国に対し、様々な機会に、竹島に関する我が国の立場を明らかにしているところである。